会議録		令和5年2月16日作成	令和8年3月末日廃棄	
会議名	京都府東山警察署協議会(令和4年度第3回)			
開催日	令和5年2月16日(木曜日)			
時間	午後3時から午後4時45分までの間 (105分)			
場所	京都府東山警察署 講堂			
出席者	上田委員	〒田副会長、平井委員、小林委員、	,細野委員、髙安委員 計7人	
		会計課長、警務課長、警務課長(事課長 交通課長、警備課長、広野		
諮 問事 項	 警察術科について 地域警察官の装備について 			
会 内 議 容	1 会長挨拶 2 署長挨拶 3 協議 (1) 諮問事項説明 警察術科について~警務課長 【委員】護身術の体験プログラムで、署員による少林寺拳法の演武を見せてもらったが、警察官は全員、同水準の武道ができるのか。 【警察】通常、警察署で実施しているのは、柔剣道と逮捕術である。 演者は学生時代に少林寺拳法の心得があり、本日の演武では少林寺拳法の要素が入っていたが、通常の警察官は犯人を制圧検挙する逮捕術を習得する。 【警察】当署では、今回、不審者に襲われた際の対処法を学ぶため、特に女性に焦点を当てた護身術動画を作成・公開し、防犯教室等で活用している。 女性の視点から、どのような護身術教養が望ましいか、意見をもらいたい。 【委員】今まで不審者に出会った経験がなく、実際に対峙した際に、自分が			

どのような反応ができるか未知数である。今日の体験で、不審者に襲われた際のポイントとして、その場にしゃがみこまないよう教わったが、もし不審者と対峙すれば、足がすくんでその場にしゃがみこんでしまうと思う。

女性ならではの反撃策として、ヒールで不審者の足を踏みつける方法もあると聞いたが、いつもヒール靴を履いているわけではなく、また踏みつける力も弱まっていると思う。

不審者に遭遇した時の対処というよりも、そもそも不審者に遭遇しないよう、また不審者に隙を見せないように、外出時には周囲に気を付けたいと思う。

- 【警察】不審者と対峙した際には、ヒール靴で踏みつける以外に、鞄を用いて間合いをとる方法もある。本日委員に配布した護身術動画DVDをご家族と共に見てもらい、万が一の時には落ち着いて対処できるよう研究してほしい。
 - (2) 諮問事項説明

地域警察官の装備について~地域課長

【委員】銀色の盾では、どの程度身を護ることができるか。

会 議内 容

【警察】銀色盾はジュラルミン材でできており、打撃からは身を護ることが できるが、銃弾、特にライフル銃の弾丸は盾を貫通してしまう。

銃器から身を護る盾は本日展示していないが、より重く、より強い 素材の防弾盾を装備している。

【委員】防刃衣は刃物を完全に防げるのか。

【警察】防刃衣の内部構造体は、小さな金属片が連なり、使用者の胴体を覆 うことで、耐刃能力を有している。

【委員】防刃衣は、後ろからの攻撃も防げるか。

【警察】防刃衣の背中部分にも刃物を防ぐ構造体が入っているので、背面からの刃物による突きや切り付けを防ぐことができる。

【委員】警察官が携帯する無線機と、パトカー車載無線機は同一なのか。

【警察】警察官の携帯無線機は署活系無線といい、警察署の管轄区域内で送 受信が可能である。

一方、車載無線機は府内通信系無線といい、京都府内全域で送受信 することも可能である。

無線の送受信内容も異なり、署活系は警察署と署員間の情報を送受信するが、府内通信系では主に広域での事件事故に関する指令や手配を行う。

(3) その他

【委員】駐車禁止除外指定車が常習的に路上駐車しているのを見掛けるが、

取締りはできないのか。

【警察】駐車禁止除外指定車の標章は、申請者が申請用途に沿った使用で、 公安委員会による駐車禁止指定場所で有効である。したがって、申請 用途外や他人の使用、法定駐車禁止の態様に該当する場合には駐車違 反としての取締りの対象となる。

会 議内 容

今後、常習的な駐車禁止除外指定車の路上駐車を見掛けられたら、 当署に通報をしてほしい。通報に基づき、当該車両の駐車状態を確認 した上で、適切に対応する。

4 事務連絡

令和5年度第1回東山警察署協議会は、令和5年6月頃に実施予定である。

以上

第3回京都府東山警察署協議会の開催状況



